

別表六（十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する内国法人が措置法第42条の4第13項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》（同条第18項において準用する場合を含みます。2において同じです。）又は令和6年改正前の措置法第42条の4第13項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》（同条第18項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 各過去適用事業年度等（措置法第42条の4第13項に規定する過去適用事業年度等をいいます。以下2において同じです。）における次に掲げる欄の記載に当たっては、当該各過去適用事業年度等において同条第8項第4号（同項第10号の規定により読み替えて適用する場合及び同条第18項において準用する場合を含みます。）の規定の適用がないものとした場合に次に掲げる欄の区分に応じそれぞれ次に定める金額又は割合として計算される金額又は割合を記載します。この場合において、その金額又は割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
 - (1) 「試験研究費基準額1」の欄 別表六(九)付表「17」又は別表六(十)付表「15」の金額
 - (2) 「法人税額基準額2」の欄 別表六(九)付表「23」又は別表六(十)付表「20」の金額
 - (3) 「控除分配割合11」の欄 別表六(九)付表「25」又は別表六(十)付表「22」の割合
 - (4) 「特別試験研究費基準額15」の欄 別表六(十二)付表二「7」の金額
 - (5) 「法人税額基準額16」の欄 別表六(十二)付表二「10」の金額
 - (6) 「控除分配割合25」の欄 別表六(十二)付表二「12」の割合
- 3 当該内国法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項《更正の請求》の規定による更正の請求をする場合の記載は、次によります。
 - (1) 「調整税額控除可能額4」及び「調整税額控除可能額18」の各欄には、確定申告書等（措置法第2条第2項第28号《用語の意義》に規定する確定申告書等をいいます。以下3において同じです。）に添付された別表六(十四)「4」及び「18」の金額を、それぞれ記載します。
 - (2) 「既取戻税額控除超過額6」及び「既取戻税額控除超過額20」の各欄には、確定申告書等に添付された別表六(十四)「6」及び「20」の金額を、それぞれ記載します。
 - (3) 「控除分配割合11」及び「控除分配割合25」の各欄には、確定申告書等に添付された別表六(十四)「11」及び「25」の割合を、それぞれ記載します。